

岡田事務所通信

令和2年9月号(第181号)

社会保険労務士法人岡田事務所
〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号
TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604
E-mail : support@office-okada.jp
URL : <http://www.office-okada.jp/>

北海道の最低賃金 861 円 17 年ぶり据え置き

北海道地方最低賃金審議会は 2020 年度の北海道内の最低賃金を 19 年度と同額の 1 時間当たり 861 円にすることを北海道労働局長に答申しました。据え置きは 03 年度以来 17 年ぶりとなります。新型コロナウイルス感染拡大の影響による道内景気の低迷などを踏まえて判断しました。

最低賃金は時給額で決められていますが、給与を時給で支給する際のみならず日給、月給制等による支給の際にも時給換算し、原則全ての労働者に適用となります。ご不明な点等ありましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

月給者参考：フルタイム労働者（月所定労働時間 174 時間の場合）

861 円（最低賃金）×174 時間 = 149,814 円 以上の月給額の支払が必要となります。

雇用調整助成金の特例措置等を延長 厚労省

厚生労働省は、雇用を維持して従業員に休業手当を支払う企業向けの雇用調整助成金について、9 月末までだった特例措置の期限を 12 月末まで延長すると発表しました。特例措置では助成上限額を 1 人 1 日あたり 1 万 5 千円に引き上げ、助成率は中小企業で 3 分の 2 を最大 10 割にしています。6 月の失業率は 2.8%で欧米に比べれば低いものの休業者は 236 万人と高止まりしています。

休業手当が支払われない労働者に賃金の 8 割を直接補償する新制度も 12 月末まで実施期限を延ばします。又、子どもの休校で仕事を休んだ保護者や妊婦に特別有給休暇を取得させた企業への助成金も期限を同時期まで延長します。

新型コロナウイルスによる解雇等 4 万 5,000 人超 厚労省

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関連する解雇や雇い止めは見込みを含めて 8 月中旬時点で 4 万 5650 人だったと発表しました。業種別では製造業が最多で 7425 人でした。厚労省が 2 月から、全国のハローワークや労働局に相談があった事業所の報告を基に集計しています。把握できなかった人も含めると、実際はこれより多いとみられています。全体では前週から 1502 人増で、このうち非正規労働者が 872 人で約 58%を占めました。製造業に続き宿泊業が 6908 人、小売業が 5822 人、飲食業が 5778 人、労働者派遣業が 3740 人となりました。

男性の育休取得割合 7.48% 24 年間で 1 割届かず

2019 年度、育児休業を取得した男性の割合は 18 年度比 1.32 ポイント増の 7.48%にとどまりました。政府は閣議決定した「少子化社会対策大綱」で 25 年に 30%まで引き上げる目標を掲げていますが、比較可能な統計を取り始めた 1996 年度から 24 年たっても 1 割に届かない現状に、追加の対策を求める声が高まっています。



- 定山溪 -

◆ ご存知ですか？ ◆

【最低賃金】

最低賃金法により定められている最低賃金額のことをいい、賃金を決定する際にはまずこの最低賃金を下回っていないかを確認する必要があります。最低賃金法という賃金には通勤手当や家族手当、精皆勤手当、時間外手当等は含まませんので、基本給+前述以外の諸手当の合計額が最低賃金を下回っていないかどうかで判断されます。最低賃金は時給額で決められていますが、日給、月給の労働者についても時給額に換算し、基準額以上であるかどうかを判断します。なお、令和2年10月からの北海道の最低賃金は前年据え置きで861円となりますので、現行の給与水準についてご確認をお願いします。

事務所より

年初から新型コロナウイルスに振り回されている2020年も3分の2が終わり、あっという間に北海道では秋を迎えています。十勝では農業において収穫シーズンを迎え、例年であれば各地で収穫祭や産業まつりが行われる時期でもあります。今年度は自粛するイベントが多いかと思えます。そんな中でもコロナウイルスへの感染予防を徹底し、運営方法に工夫をして各種イベントを開催しているところも出てきています。感染予防には十分留意しつつ、適度な範囲内で外出もしたいものですね。

昨年の今頃は人手不足の中における労務管理が大きなテーマとなっておりますが、現在の新型コロナウイルスの拡大により労働環境は一変しており、業種によっては今回の記事にもある通り、解雇や退職勧奨等の雇用縮小の動きが十勝でも出てきています。雇用維持のための雇用調整助成金も積極的に活用されていますが、長引くコロナウイルスへの対応の中で雇用を維持することに限界が来ている業界もあります。その一方で建設業や介護業界のように引き続き人手不足の業界もありますので、今後は新たな採用をする場合には業種ごとの求職者の動きや雇用環境を見極めながら、会社の人員配置を慎重に検討し、採用活動を進めていく必要があるかと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

算定基礎届の提出により報酬月額に変更のある方は社会保険料額が9月分から変更となり、10月支給分の給与から控除する社会保険料額が変更になります。弊社より控除額一覧表をお渡し致しますので新しい控除金額、控除時期等をご参照の上、お間違いのないように控除してくださいませようお願い致します。
※今年度は厚生年金保険料率の変更はありませんが、厚生年金保険の標準報酬月額において上限が改定されています。

